

## 第 1 5 1 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 27 年 10 月 23 日（金）

午後 2 時～ 2 時 53 分

場 所：職員会館 かもがわ

## 開 会

●事務局（木村課長） 本日は委員の皆様方にはご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日の委員の皆様方のご出席状況でございますが、現在6名の委員にご出席いただいております。したがって、京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それではお手許の資料を確認させていただきます。各委員のお手許には審議会次第と、資料1として「エディオン伏見店検討資料」、資料2として「大丸京都店答申案」、資料3として「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として置かせていただいております。ございますでしょうか。

傍聴者の方には後方の閲覧資料台に「本日の閲覧資料」を備えておりますので、そちらのほうでご覧ください。

それでは早速、審議会を始めたいと思います。恩地会長、よろしく願いいたします。

## 議 題

### 1 平成27年5月届出案件

#### 「エディオン伏見店に係る届出者説明」

●恩地会長 それでは、これより第151回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず議題1の「平成27年5月届出案件 エディオン伏見店」の届出者説明について事務局からお願いしたいと思います。

●事務局 それでは事務局からエディオン伏見店についてご説明申し上げます。まず、資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず3ページをお開きいただけますでしょうか。エディオン伏見店の場所は、大手筋の交差点を一筋南に下がったところにあります。ちょっと北のほうに、先日ご審議いただきました「西友」と書いてあるショッピングセンタートバポがございます。こちらの届出は前回のときにも申しあげましたけれども、中が増床になりまして新たに株式会社ヨコハマという釣り具店さんが出店することに伴いまして、営業時間を若干変更するという内容でございます。

まず、エディオン伏見店に係る意見書及び地元説明会における意見等の概要でございます。5ページをご覧くださいませでしょうか。法に基づく意見書の提出はございませんでした。また地元説明会の状況ですけれども、地元説明会を2回開催していますが地元の来られた方からのご意見等は特にございませんでした。ちなみに1回目は参加者が1名、2回目は参加者が0

名でしたので実質的には不開催となっております。こちらは資料の7ページに詳しいことを記載しております。

また資料の9・11ページをご覧くださいませでしょうか。事務局のほうで店舗の周囲状況を撮影してまいりましたのでご説明いたします。まずこちらでいいますと、①で全体像を写しております。こちらは国道と店舗の北側の油掛通というところ、交差点のところからエディオンの店舗を写したところですが。②は車両出入口（店舗西側）と書いています。こちらは国道のほうから入る駐車場の出入口となっております。③はその近くから寄って写した風景です。④は1階の平面駐車場の状況です。撮影日は10月6日（火）の4時半ぐらいですが、ほとんど車、自転車はとまっていない状況です。

次に⑥は立体駐車場になるのですが建物の駐車場のなかで、ここの駐車場の一部をつぶして荷さばき施設にする予定です。具体的には13ページのところに撮影した場所を載せています。2階のところの駐車場の一部を荷さばき施設にする予定です。建物内の駐車場の状況ですが、⑦、⑧に状況を写しています。駐車場に若干車がとまっているという状況です。⑧に写っておりますとおり、さらに上に屋上駐車場があるのですけれども、屋上駐車場は今回行ったときにはコーン等を置いて上には上がれないようにされているという状況です。現状は以上です。

事務局からの説明は以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。それでは届出者説明を行いたいと思います。担当の方々に入っていただきたいと思います。事務局お願いします。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは早速、届出者から計画を説明をしていただこうと思いますが、まず皆さん、自己紹介していただいたあとに、計画の概要をご説明いただきますようお願いいたします。

●エディオン伏見店（岡本） 本日、説明をさせていただきます今回手続きのほうをさせていただきました、株式会社トライアル開発の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

●エディオン伏見店（安倉） 株式会社エディオン店舗開発部の安倉と申します。よろしくお願いいたします。

●エディオン伏見店（早川） 同じく株式会社エディオン店舗開発部の早川と申します。よろしくお願いいたします。

●エディオン伏見店（福山） 「つり具のブンブン」を運営しております株式会社ヨコハマの

福山です。よろしく申し上げます。

●エディオン伏見店（新開） 株式会社ヨコハマの店舗開発の新開と申します。よろしく申し上げます。

●エディオン伏見店（奥越） 株式会社プランニングワークの奥越と申します。よろしく申し上げます。

●エディオン伏見店（林） はんどめいどの林と申します。よろしく申し上げます。

●エディオン伏見店（向井） 株式会社トライアル開発の向井と申します。よろしく申し上げます。

●エディオン伏見店（岡本） それでは変更計画の概要について説明させていただきます。変更計画概要書の1ページ目からご説明させていただきたいと思います。

大規模小売店舗の名称はエディオン伏見店です。場所は、添付図面1に広域見取図を添付しておりますが、京阪中書島駅から北西約1.3km離れた国道1号線沿いに立地しております。設置者はキンシ正宗株式会社、建物全体を株式会社エディオンがキンシ正宗株式会社から賃借しております。このたびの変更につきましては、建物2階部分の倉庫を利用しているところを店舗として、株式会社エディオンから株式会社ヨコハマが賃借することに伴う変更です。

変更の内容は五つございます。一つ目は、大規模小売店舗の店舗面積の増加になります。建物の2階部分が2倍になることにより、2,561平米から3,761平米、1,200平米ほど売り場面積が増加いたします。1階につきましては店舗面積の増減はございませんので、2階部分の増床という形になります。二つ目は駐車場の位置及び収容台数の変更です。228台から220台に変更となります。これは駐車マスの部分を室外機置場として利用するということと、駐車場の利便性の向上を目的として駐車台数を減少させることとなります。

三つ目に関しては荷さばき施設の位置及び変更です。2階部分に新たに荷さばき施設を設けることにより、232平米から278平米の変更になります。

四つ目が営業時間の変更です。変更前は午前10時～午後9時までという形になっておりましたが、変更後は株式会社エディオンの営業時間に変更はございませんが、新たに入居する株式会社ヨコハマが午前9時～午後11時までの営業時間となります。この午後11時までというのは常時ということではなく、繁忙期において営業時間を午後11時までに変更するということになっておまして、時期が定かではないのでトータルで午後11時として届出をさせていただいております。五つ目が駐車場の利用時間の変更です。変更前は午前9時30分～午後9時30分まででしたが、営業時間の延長に伴い、変更後は午前9時30分～午後11時半までと

なります。

2 ページ目の「大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項」ですが、土地の所有者、建物の所有者は共にキンシ正宗株式会社となっております。用途地域は敷地北側より北側が準工業地域となっております。現在の土地利用状況は株式会社エディオンが営業しており、商業施設としての利用という状況になっています。隣接地の状況ですが、北側は 8m の公道に接しており、道路をはさんで空地・集合住宅・ホテルが立地しております。西側については 20.6m の国道 1 号に接しており、道路をはさんで商業施設が立地しております。東側・南側は倉庫・事務所・駐車場が立地しているという環境になっています。

建物は鉄骨造地上 2 階・搭屋 1 階建てであり、今回の変更により店舗面積が増加しますが、建築面積、延床面積に変更はございません。

4 ページ目の「施設の運営に関する基本的事項」についてですが、小売業者は株式会社エディオンに株式会社ヨコハマが加わる形となります。主な取扱商品としては、株式会社エディオンが家庭用電化製品、株式会社ヨコハマが釣り具になります。

5 ページ目の「駐車場の設置・運営計画」についてですが、このたび、駐車場台数を 228 台から 220 台と減少させることとなります。今回の変更計画を加味した大規模小売店舗立地法の指針に基づく必要駐車場台数が 143 台であり、また店舗調査により、推定した変更後の必要駐車場台数が 115 台という形で予測しております。変更後においても必要駐車場台数より 80 台前後多く駐車台数は確保できておりますので、駐車場の需要には十分対応できるものと考えております。

自動二輪におきましては調査時においても来店が 1 日 1 台程度であり、現状は駐輪場と共用する運用が行われております。変更後においても既存店の状況から自動二輪での来客は多くないと考えられるため、駐輪場との共用としたいと考えております。

9 ページ目の「駐輪場の設置・運営計画」についてですが、駐輪場の位置、台数に変更はございませんが、店舗面積の増床により来客数が増えると考えため、駐輪台数の検討を行っております。今回の変更計画を加味した京都市自転車等放置防止条例に基づく必要駐輪台数は 36 台であり、店舗調査により推定した変更後の必要駐輪台数は 22 台という予測となっています。そのため変更後も駐輪台数は 60 台ございますので、需要には対応できると考えております。

11 ページ目の「荷さばき施設の整備・運営計画に関する配慮事項」については、このたび 2 階に新たに荷さばき場を設置いたします。荷さばき時間の変更はなく、午前 9 時～午後 9 時 30 分までとし、車両 1 台が十分に余裕あるスペースを利用して荷さばきを行う計画になっております。

騒音の予測につきましては、15～17 ページにかけて等価騒音、夜間最大値の結果を記載させて頂いております。予測地点につきましては敷地の北側、東側、西側としており、敷地南側ににつきましては直近の住居が 200m と離れているため、予測地点の対象外とさせていただいております。予測地点につきましては、届出書のほうの添付図面 12 に添付しております。

等価騒音レベルにつきましては、予測地点A、B、C、すべての地点におきまして昼間、夜間共に基準値を下回っているという結果になっております。夜間最大値につきましては、敷地境界線上において、予測地点のa、b、cにおいて、自動車走行音と出入口の回転灯の音が基準値を超過する結果となっております。そのため、住居が近くにある北側の出入口を夜間の午後10時以降を封鎖するという運用を計画しております。出入口を封鎖することにより予測地点のaについては基準値を下回る予測となっております。

予測地点のB、Cについては国道1号をはさんで隣接する敷地境界線上にb'、c'を設定して予測を行っております。予測の結果は、ここにおきましても基準値を超える結果となっておりますが、予測地点b'は事業所、予測地点c'は商業施設であるため、直近の住居に予測地点B、Cを設定して予測を行っております。その結果、基準値を下回る予測となっております。直近の住居に予測地点を設定して予測を行った結果、住居側におきましては基準値を満たす結果となっております。将来、店舗周辺に建物の用途変更や住民からの要望があった場合には、検討のうえ、適切に対応させていただきたいと考えております。

17ページの「廃棄物の保管施設の配置及び運営計画」についてですが、廃棄物の保管施設の位置及び容量の変更はございません。増床後の廃棄物等の排出予測量の指針値は20.683立米であり、現状の保管容量は912.8立米であるため、保管容量は十分であると考えております。

18ページの「街並みづくり等への配慮に関する事項」ですが、今回の変更により現状の外観から部分的な変更、追加を行う予定ですが、屋外広告物条例の面積の範囲内で、許可を得たうえで変更を行います。

以上、簡単ではございますが今回の建築概要の説明とさせていただきます。

●恩地会長 どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●塩見委員 ご説明ありがとうございました。京阪国道沿いに立地している店舗ということで、かなり交通量が多いところで、その京阪国道を使って来店される方が多いと思うのですが、新しい店舗を開設するということが需要がまた出ますね。来店するお客さんが増えると思うのですが、それが京阪国道の流動性などに与える影響は何かご検討はされていますか。例えば大手筋の交差点や横大路の交差点はわりと混む交差点だと思うのですが、そういうところへは特に影響はないとご判断されているのか。それとも何か評価をされているのか聞かせていただけますか。

●エディオン伏見店（岡本） 今回、交通量の調査は行っておりませんので、具体的な数字はいま出ていないのですが、既存の店舗から増床するということが、当然来客数の増加が見込まれるという形になるのですが、今回の増床する部分が釣り具店ということで、ある特定の目的

を中心とした来店になるということでスーパーや日用品を扱う店舗と比較すると、そこまでお客様が急に増えることはないのではないかと考えておまして、交通量への影響は小さいと考えております。

●恩地会長 関連して、新設時に交差点のチェックをされていますね。そのときの飽和度とか混雑とかはどのような数字でしたか。

●エディオン伏見店（岡本） この店舗が大規模店小売店舗立地法の施行前の店舗になりまして、平成9年に開店している店舗です。その後、平成12年に附則5条を出されて、そのときの変更も大きな変更はなかったということで、交通量の調査自体が行われたという実績がございません。

●恩地会長 駐車場の台数もほとんど変わっていないので、それでやっていけているのなら大丈夫かと思うのですが、現状では交差点の混み具合はどうでしょうか。

●エディオン伏見店（岡本） 基本的に国道1号線の交通量は非常に多いのですが、横の東西の交通量をいいますとそこまでは、渋滞するような状態は発生していないという形です。調査のときに何回か、夕方などに足を運んで確認しておりますが、そのときに特に周辺に影響があるような事態は発生しておりません。

●恩地会長 先ほどの事務局の説明でもあったのですがけれども、現状としては駐車場の利用が少ないので、駐車待ちの車列も発生していないということだったと思うのですがけれども、それでよろしいですか。

●エディオン伏見店（岡本） 平常時は駐車場は十分余裕がございますので、駐車待ちが発生する懸念はございません。

●恩地会長 塩見委員、よろしいですか。

●塩見委員 私もこのあたりの状況は分からないのですがけれども、大手筋の交差点、横大路の交差点というのは飽和度レベルでいうとどのぐらいのものなのかと思ひまして、これが結構ひっ迫しているような時間帯があるところなら、例えば1時間当たり50台増えるという結構シビアな話も聞いたりしているので、そこをちょっと心配しているという状況です。駐車場に入れることに関しては、おっしゃるとおりおそらく十分余裕があるので、駐車場待ちで周辺の街路に影響を及ぼすことは特にないと思います。来店客が増えることによって、おそらく大丈夫

なのだろうと思いますけれども、確認できるものがあるほうが良いと思ったのです。難しいでしょうか。

●エディオン伏見店（福山） 当社は、ほかにも電機店関係の高槻店や関東の神奈川の厚木店など、ビックカメラさんや上新電機さんと一緒に営業しているのですが、来店時間がまったく違いまして、釣り具なのでどちらかといえば夜型なのです。5時以降から買いに来られて釣りに行くというパターンが多いので、朝に集中することはまずないのでそれほど問題はないと思います。今までも実績として高槻でも厚木でも問題は出ませんでした。

●恩地会長 よろしいですか。今のことに関連してちょっと聞き逃したかもしれないのですが、ヨコハマさんとしてはこういう電機屋さんと共同で店舗を構えたようなことがこれまでもあって、そのときにも特に買い回りというようなことで増えるというようなことは、なかったということですね。

●エディオン伏見店（福山） 1回もありませんでした。

●恩地会長 ありがとうございます。ほかにございせんか。

●縄田委員 ご説明ありがとうございました。2階に新しく店舗が入るということでお客様の動線がある程度変わるかなという気がするのです。お客様の安全確保のためになんらかの、これまで以上の配慮をされるとか、そういうご検討はされたのかどうか、教えていただければと思います。

●エディオン伏見店（岡本） 1階部分につきましては入口が共用されておりますので、1階から2階に上がる階段を利用してお店のほうにご来店いただくという形になっています。2階部分に関しても、2階部分の駐車場の出入口が2階から店舗に入る出入口がございまして、そちらのほうからご来店いただいて、階段もしくはエレベーターで1階に下りていただくというスタイルになっています。そこに関しましては従来どおり、今までと同じ形で、今度は2階に店舗ができますので、今まで2階にとめられたお客様のほうがそのまま今までのルートを通って、2階の出入口を使って出入りするという形で計画をしております。

●恩地会長 よろしいですか。

●縄田委員 ありがとうございます。

●恩地会長 ありがとうございます。

●井上委員 今のご質問に少し関連して、2階部分は今まで特に駐車場というわけではなくて空いたスペースだったということですね。過去にこちらで、ジョーシンさんの2階で何か営業されていたというわけではなくて、空いたスペースのままずっとおかれていたという状況でしょうか。

●エディオン伏見店（岡本） そうです。

●井上委員 エレベーターとかアクセスとか、いずれここに何か店舗が入ることも想定したうえで、あらかじめ建物がつくられていたということですか。

●エディオン伏見店（早川） 当社のほうが家主さんのキンシ正宗さんにお借りしたときから、2階のほうは倉庫で届出をされていたので、当社としては重機置場で利用させていただいたところ、今回ヨコハマ様のほうとお話をするなかで、当初は1階のほうに入っていたかどうかと思っていたのですけれども、2階のほうを売り場に変更できるのであれば売り場として使用して入っていたかどうかという形を取らせていただきました。もともとは倉庫で封鎖した状態の場所になっておりました。

●井上委員 先ほどお話があったように、2階からも駐車場や店舗への出入り等は設備的にも整っていて、出入りに際しても支障はない状況だということですか。

●エディオン伏見店（岡本） そうです。

●井上委員 もう一点ですが、変更資料の添付図面2の周辺見取図があります。こちらの図で油掛通の北側に個人のお宅なのかお名前が見えるのですけれども、こちらはもう今は住居としてはお住まいではないということですか。先ほど騒音の関係でこちらは特に住居という扱いはなかったと思うのですが。

●エディオン伏見店（岡本） 前任の資料を利用しておりましたので、まだ反映ができていなかったということがあるのですが、今ここは建物が解体されていて空き地になっております。

●井上委員 ありがとうございます。

●恩地会長 よろしいですか。今のことにも関係するのですけれども、周辺の土地利用ですが

現状としては空き地などで騒音の影響はないということなのでしょうが、将来的に土地利用が変わって住宅が建つようなこともあると思います。そのときには騒音の対策をすとか、あるいは営業時間を10時までにするとか、変更が必要かと思うのです。そのあたりのところはどのように考えておられますか。

●エディオン伏見店（岡本） その点につきましては、図面2をご覧くださいますと油掛通の北側のほうに「コーポラス鳥羽」という4階建ての集合住宅が立地しております。北側に関しましては出入口と敷地が隣接しております。駐車場の自動車走行音に加えて回転灯が出入口についておりまして、この音が敷地境界線上で騒音の数値を超えてしまうということなので、夜間に関してはこちら側の駐車場の出入口の部分で封鎖するという事で、北側の面に関する自動車走行音はほぼないような状態にするという計画になっております。

●恩地会長 そこはそれでいいと思うのですが、矢野さんのところ、今は空き地になっているところにもし住宅等が建った場合、その影響はないのでしょうか。

●エディオン伏見店（岡本） 同じような影響は、自動車走行音と回転灯の音が基準値を超えるという予想はされます。

●恩地会長 あまり想定しなくてもすむ話なのかもしれませんが、もしそういうことが起きた場合にどうされるのかという話なのですが。

●エディオン伏見店（岡本） その場合には、基準値に収まるような対策を考える。もしくは影響時間の調整を検討するような感じになると思います。

●恩地会長 そのお言葉をいただきましたのでよろしくお願ひします。よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。

●塩見委員 添付図面6の駐車場平面図（変更後）ですが、身障者用の駐車マスが入口から結構離れたところに一つあって、これは室外機置場で現行より一つ少なくなっています。これは意図的にそのようにされているのか。それとも特に今のところ何も考えておられずにされているのでしょうか。

●エディオン伏見店（岡本） ここは室外機置場にする部分がございますので、今のところ新しく別に身体障害者駐車場を設置する計画はございません。

●塩見委員 2階の店舗入口が荷さばき施設の下側の部分になるのですね。

●エディオン伏見店（岡本） そうです。

●塩見委員 するとこの障害者用駐車マスからかなり遠いところにわざわざ置いているのは、店舗入口への距離が遠いですね。なぜここに配置しているのか疑問に思ったのです。入口近くに、身障者用の駐車マスというのが適切かどうかわからないのですが、そこに置かずにと  
いうのは。

●エディオン伏見店（岡本） これは当初の建物ができたときからそういう状態になっておりましたので、今回新たに変更するという計画ではなくて、駐車台数を少なくする計画になっておりますので、今回の計画から新しく身障者用の駐車マスを遠ざけたということではございません。

●塩見委員 特に対応はされずにそのままいかれるということですか。私はそれほどバリアフリーについて詳しくないのですけれども、直観的に不便だなと思っただけなのですが。

●エディオン伏見店（岡本） 今回の計画では位置を移動するという計画はございません。

●事務局 少しだけよろしいでしょうか。補足といいますか、当初のこの建物なのですができた当初はコジマが出店されていた店舗になりますので、できた当初の状況というのは、エディオンさんはその時点では関係がないというと語弊があるかもしれませんが、そういう状況になります。そのあとで借りられたということになります。

今の説明は、身障者用駐車場の位置が借りた当初そうになっていたという説明ですね。塩見先生からのご指摘は、それがちょっと遠いのではないかという。

●塩見委員 おそらく当初は上のほうに入口があったからそこに置いていてよかったのかもしれませんが、今度は南に入口が集約されるのであれば不便だろうなど思っただけです。

●エディオン伏見店（早川） 入口はまったく変わっていません。

●塩見委員 ずっと南側、下側が入口ということですか。

●エディオン伏見店（早川） 当初どおり、スロープの横が入口になっています。つながって来たところですよ。

●塩見委員 現状維持は現状維持なのでしょうけれども、不便だろうなと思ったということです。もし、改善する余地があるのであれば、入口近くにもっていったほうが親切な設計だろうなと思うのです。特になんの意図もないのであれば、可能であれば、入口近くにしたほうが親切な設計だろうと思います。

●エディオン伏見店（早川） ヨコハマさんが出られたときに、こちらのほうでバリアフリーのところがおかしいのであれば見直すことは可能なのですが、駐車枠がどうしても広さが変わってくると思うので、逆にスロープから上がってきたすぐのところは何台も並んでいると混乱するような形も考えられるのかなということ、当初離していたのかなということも考えられます。逆に運用していて手前のほうが安全性もあってということであれば、われわれ的には見直しは可能だと思います。

●塩見委員 わかりました。

●恩地会長 よろしいですか。ついでにお聞きすると、1階や屋上にも身障者用の駐車場マスををつくることをやっておいたほうがいいのではないですか。現状ではおそらく1階に駐車する人がほとんどではないでしょうか。そうであれば1階につくっておいたほうが、より身障者にやさしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

●エディオン伏見店（岡本） ここは相談させていただければと思います。スペースの関係もあると思いますので。

●恩地会長 ほかにございませんか。よろしいですか。それではほかにご意見、ご質問がないようでしたら、現地調査の実施及び追加資料請求の有無についてお聞きします。まず、現地調査についてはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。図面でわかるという感じがします。なしということでもよろしいでしょうか。

それでは現地調査については必要に応じて各委員が行かれるということで、そろっての現地視察は行わないということにしたいと思います。案内が必要な場合は事務局からの案内ということにさせていただきたいと思います。

続いて資料ですけれども、どうでしょうか。

●事務局 先ほどの身障者用の駐車場について今すぐつくれるかどうかは別として、検討して改めて現状を確認していただいたうえで、もう少し検討しますということでもかまわないので、それだけはいただいたほうが良いと思うのですがいかがでしょうか。

●恩地会長 では、追加資料としては事務局からもあったように、身障者駐車場についての計画を補填していただいて、それについての資料を出していただくということによろしいでしょうか。

では、資料についてはその1件のみということによろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ご担当者の方もよろしいでしょうか。

●エディオン伏見店（奥越） 一点だけ、先ほどの駐車場の件ですけれども、車いす対応の駐車場というのは福祉の申請の内容になりますね。今回のこの審議会で指導されて整える内容になるのでしょうか。それによって内容が変わってくると思うのですが。

●事務局 届出上での審議に関わってくるかということですか。

●エディオン伏見店（奥越） そうです。

●事務局 また詳しくは詰めたらと思うのですが、今、審議会のほうでお尋ねしているのはそういったことも含めてどうされるかという話になると思いますので、現時点では所管課、福祉のほうの窓口との協議が必要なのであれば、例えば「協議をされて考えたいと思います」でも一つの回答になると思いますし、それまでに「すぐにつくります」という回答をしなければならぬというわけではありません。先ほどおっしゃったようにヨコハマさんが出店される状況もあると思いますので、例えば「現在協議中」でもかまいませんし、「今後詰めていこうと思っています」ということでもいいのかもしれませんが、具体的にはまた詰めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

●恩地会長 そういうことによろしくお願いします。よろしいでしょうか。それではこれで届出者からの説明を終了したいと思います。ご担当者の方、どうもご苦労様でした。ご退席いただいて結構です。

——（担当者退室）——

## 2 平成27年4月届出案件

### 「株式会社大丸松坂屋百貨店大丸京都店に係る答申案検討」

●恩地会長 それでは議題2の「平成27年4月届出案件 株式会社大丸松坂屋百貨店大丸京都店の答申案検討」ですが、これについて事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは答申案について説明をいたします。資料の17ページをご覧くださいませでしょうか。

前回の審議会でのご議論を踏まえまして、事務局のほうで答申案を作成いたしました。この答申案について説明いたします。おめくりいただきまして18ページの答申理由のほうをご覧くださいませまして、4の「審議会の見解」から読みあげます。

「今回の変更計画のうち、駐輪場の位置の変更については既に軽微認定を行っている。

駐車場の収容台数の減少については、利用実績及び予測によれば、減少後の収容台数でもピーク時の滞留台数を上回る台数を確保している。

また、今回の変更に合わせて、駐車料金サービス(2時間分)を提供する購入金額基準を3,000円から5,000円に引き上げるとともに、大津市、草津市及び長岡京市の駐車場でパークアンドライドを行っている。これらの駐車場利用抑制策及び公共交通機関利用促進策により、平成27年5月から8月までの平均駐車場利用台数が前年と比べて12.5%減少したとの報告があった。

駐車場の出入口の数及び位置の変更については、従来は錦小路通に入口、東洞院通に出口を設けていたものが、錦小路通に自転車等の出入口を設けるために、東洞院通に駐車場の出入口を設置することによる変更である。

届出者からは、駐車場利用抑制策の効果により、東洞院駐車場及び契約駐車場(パラカ烏丸錦駐車場)の利用実績が前年より減少していることに加えて、駐車場出入口に係員を配置し、車両の安全に配慮して円滑な入退場が行われるよう努めていること、また、東洞院駐車場が満車となった場合には係員が周辺駐車場を案内して道路上で駐車待ちしないよう誘導しているとの説明があった。

以上の状況を踏まえると、当該変更が周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、今後とも、公共交通機関利用促進策を積極的に実施して自動車利用を抑制するとともに、駐車場の満車状況を広い範囲で利用者に周知することで、東洞院通及び錦小路通への自動車の集中を抑制させるよう努めることが望まれる。

また、周辺の路上駐輪を減少させるため、駐輪場の利用について引き続き啓発することが望まれる。答申理由としては以上でございます。

これを踏まえまして17ページにお戻りいただけますでしょうか。2番の「法第8条第4項の規定による市の意見について」でございます。

「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)(以下「指針」という。)を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の

地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、今後とも、公共交通機関利用促進策を積極的に実施して自動車利用を抑制するとともに、駐車場の満車状況を広い範囲で利用者に周知することで、東洞院通及び錦小路通への自動車の集中を抑制させるよう努めることが望まれます。

また、周辺の路上駐輪を減少させるため、駐輪場の利用について引き続き啓発することが望まれます」。

以上で、市の意見としては「なし」としまして、法に基づかない附帯意見につきましては、ここに書いているとおり、公共交通機関利用促進策を積極的に実施して自動車利用を抑制するということと、前回のご議論にも少しありましたが駐車場の満車状況を広い範囲で利用者に周知することで、東洞院通や錦小路通への自動車の集中を抑制させるよう努めること。また、周辺の路上駐輪を減少させるために、駐輪場の利用を引き続き案内すること。この三点について附帯意見としているということで答申案を作成しました。

事務局からは以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

だいたい前回議論したことがきちんと入っているように思いますので、いいと思いますがよろしいでしょうか。それでは特にご意見がないということで、原案どおりということにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ありがとうございます。

### 3 報告事項

●恩地会長 それでは次に移ります。議題3の「報告事項」についてです。事務局、お願いします。

●事務局 それでは21ページ、資料3をご覧くださいませでしょうか。こちらは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せております。21ページと23ページがそちらになりますのでよろしくをお願いします。

10月は届出の受理予定はございません。また、23ページをご覧くださいませでしょうか。今後のスケジュールを記載してございます。今回、一番上が10月ですので、先ほど答申をい

いただきました大丸京都店の答申検討と、エディオン伏見店の届出者説明をしたところでございます。11月の予定ですが7月に受理いたしました桂東阪急ビルについて、こちらは縦覧が12月21日まで行われますので、本来ですと12月末に届出者説明を受ける予定ですが、都合により1カ月繰り上げまして、11月の次の審議会で諮問と一緒に届出者説明を受けたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの報告について、各委員におかれては何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

#### 4 その他

●恩地会長 特になければ次の議題に移ります。議題4の「その他」です。何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 特にないようでしたら、これで本日の審議회를終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があれば発言をお願いします。

●事務局（木村課長） ご連絡させていただきます。次回の審議会につきましては事前にお知らせさせていただいているとおり、11月24日（火）の14時から、同じく職員会館かもがわの予定でございます。当日の議題でございますが、エディオン伏見店の答申案検討、先ほど申しあげましたように桂東阪急ビルの届出者説明でございます。ご出席のほうよろしく申し上げます。

●恩地会長 繰り返します。次回審議会は11月24日（火）の14時から、こちらの職員会館かもがわということで、当日の議題はエディオン伏見店の答申案検討と、桂東阪急ビルの届出者説明です。

次回の審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開したいと思います。皆様のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ありがとうございます。それでは特にご異議もないようですので、次回の審議会も公開としたいと思います。

## 閉 会

●恩地会長 それでは、これで第 151 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。